

○松本政府参考人 お答えいたします。
外国人技能実習機構におきましては、監理団体及び実習実施者に対しては、定期的あるいは臨時に実地検査を行っております。そして、技能実習生に対する賃金不払いや人権侵害行為などの不適正な事象を認知した場合には、必要な改善勧告等を行うとともに、違反の態様に応じて監理許可の取消しや実習認定の取消しを行うなどの措置を講じているところでございます。

技能実習法が施行されました平成二十九年十一月一日から令和三年二月十二日までの間に、監理団体の監理許可を取り消しましたのは十五件、実習実施者の実習認定を取り消しましたのが百二件となっております。このほか、技能実習の適正な実施を確保するための改善命令を行いましたのは、監理団体一件、実習実施者九件という状況でございます。

○伊藤(俊)分科員 ありがとうございます。
引き続き、適正な制度運用につながる、そして外国人労働者にとって喜ばれる環境をつくり出せるように、監理団体や受入れ企業あるいは送り出し機関なども含めて、より厳格な指導や実態調査を重ねていただきたいとお願いしたいというふうな思いです。

そして、今、先ほども、外国人労働者あるいは技能実習生においては、自国で来られるときに送り出し機関に平均約八十万円から百万円ぐらいの借金をしながら来られるという、このスタートの時点をどう見るかというのがあるんですが、借金をして日本に来るために高い賃金を求めてという問題もあります。低賃金や深夜労働や長時間労働、あるいはパワハラなどの人権侵害、あるいは転職ができない等のいわゆる逃げ場がない、そういうことに対しての早期改善が求められているんだらうというふうな認識をしております。

いつまで日本を選んでいただけるか、日本の国柄が問われているんだらうというふうな思いです。選ばれる国になるにはどうしたらいいのか、大臣の見識、認識を是非お伺いしたいというふう

に思っています。

○上川国務大臣 外国人の労働者の方々がこの日本の中で働くということですが、日本の労働関係法令等に関する知識が必ずしも十分ではない場合が多いというふうな思いをしております。労働条件等に関する問題が生じやすい状況でございます。

政府といたしましては、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策におきまして、適正な労働条件と雇い管理の確保のため、労働基準監督署における事業主への労働関係法令の遵守に向けた周知や、またハローワークにおきまして雇い管理改善に向けた相談、指導等の充実などの取組を実施している状況でございます。

先ほど委員から、選ばれる国になるということの御指摘ありましたけれども、外国人に選ばれる国となるためには、何といたってもこうした労働環境の整備が必要であるということでございます。加えて、在留資格を有する全ての外国人を社会を構成する一員として受け入れる、そうした姿勢に立ちまして、安心して安全に生活していく環境を整備していくということが極めて重要であるというふうな思いをしております。

政府といたしましては、外国人材の受入れ、そして共生のための総合的対応策におきまして、行政・生活情報の多言語、易しい日本語化、また相談体制の整備等、暮らしやすい地域社会づくり等の様々な取組を進めております。

外国人の方が生活をしながら、また働きながら、あるいは学びながらということでありまして、それぞれの全体がしっかりと総合的にサポートができるような環境づくりに向けて、しっかりと対応を図ってまいりたいというふうな考えをしております。

○伊藤(俊)分科員 是非、労働環境の整備はもちろんのこと、長期で見ると、我が国の賃金、賃金上昇率なんか世界に比べると低水準になっているということも選ばれなくなる理由の一つになる

うかと思っておりますので、その改善も求められるんだと思っております。

せっかく日本に来て、選んでいただいた方や日本語を学びたいという方、日本で働きたいという方、この滞在中にどんな思いに触れて自国に帰るのか。自国に帰った後も親しみを持って友好的な関係を築きたいと思っておりますが、実態とは異なる制度活用にならないように改善を求めたいというふうな思いです。

今日は中小企業庁にも越越しをいただいておりますけれども、日本語学校の経営実態が極めて厳しいという状態をひとつお願いしたいと思いましたが、時間が来てしまいましたので、また別の機会に質問させていただきます。

質問を終わります。ありがとうございます。
○細田主査 これにて伊藤俊輔君の質疑は終了いたしました。

次に、清水忠史君。
○清水分科員 日本共産党の清水忠史でございます。

犯罪被害者等の支援について伺います。テーマは、SDGsの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進とこのことでございます。犯罪を防止することと併せ、犯罪被害者となった当事者やその遺族を支援することも国際的な課題だと考えます。

これまでも犯罪被害者支援に熱心に取り組んでこられた上川陽子法務大臣に質問します。
二〇〇四年には犯罪被害者等基本法が成立しました。その基本理念にはこう書かれております。「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」とあります。

法務省におきましても、加害者に対して速やかに経済的回復の観点から賠償を求めるための支援として、損害賠償命令制度が創設されました。しかし、日本弁護士連合会が二〇一五年に行いました損害賠償請求に係る債務名義の実効性に関

するアンケート調査によると、殺人、殺人未遂及び傷害致死といった凶悪重大事件の被害者等において、民事訴訟の判決や損害賠償命令等の債務名義を得ている犯罪被害者では、何と約六〇％が賠償金の支払いを全く受けておりません。さらに、回収率を個別の犯罪ごとに見ましても、その平均は、殺人については三・二％、殺人未遂と傷害致死については共に一・四％と極めて低いということが分かりました。更に重大なことは、債務名義上の金額の全額が支払われたという方はただの一人もいなかったというところであります。

上川大臣は、このような実態を御存じでしょうか。
○上川国務大臣 制定しました損害賠償命令制度につきましては、この運用に当たりまして、被害の当事者の方々、またそれを支える支援の皆様がこの制度を活用するというのを念頭に運動をされて実現したものでございまして、その実態についてはなかなか難しい状況ではございますが、しっかりとこの制度を運用していただきたいということをお願いして、応援をしているところでございます。

○清水分科員 この間、私は、犯罪被害に遭われた当事者や御遺族の方から直接話を伺ってまいりました。
一般社団法人犯罪被害補償を求める会の代表の藤本護さん、関西の方でございますが、二〇〇二年に、日頃から相談に乗っていた加害者に妻を刺殺され、御本人も瀕死の重傷を負いました。藤本さんは、加害者に資力が無いことを知りながらも、四十八年間連れ添った妻の命の重さを量るためには民事訴訟しかないということで提訴をされました。三千二百万円の判決を得たわけです。しかし、加害者は、懲役十年の判決を受けた後、出所後に死亡。結局、支払われませんでした。

つまり、日弁連のアンケートからも分かるように、凶悪重大事件の被害者やその遺族は、被害に遭った上に、損害賠償金の回収が全くできない場合は泣き寝入りを迫られる、非常に苦しい状況に

置かれるということになります。

そこで、犯罪被害者等に給付金を支給する犯罪被害給付制度について伺いたいと思います。
警察庁さん、この制度の目的について簡潔にお答えいただけますでしょうか。

○堀政府参考人 お答えいたします。

犯罪被害給付制度は、殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の御遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、昭和五十一年に創設されたものでございます。

○清水分科員 今言われましたように、犯罪被害者、御遺族が犯罪から立ち直り、平穏な生活を取り戻してもらえると想定する一定の期間、経済的に支援を行うことを目的としているということでございます。

では、その実績について確認させていただきます。
昨年度、二〇一九年度の支給決定件数、実際にこの給付金が支払われた件数、そして、遺族給付金と障害給付金の最高額及びその平均額についてお答えください。

○堀政府参考人 お答えいたします。
二〇一九年度中におきます犯罪被害者等給付金の支給決定に係る被害者数は三百六十六人でございます。

また、同年度中におきます遺族給付金の平均裁定額は六百十三万九千九百円、最高支給額は二千四百九十一万五千円でございます。

また、障害給付金の平均裁定額は三百九十九万六千円、最高支給額は三千二百八十三万二千円でございます。

○清水分科員 今、答弁で、裁定平均額ということがありましたけれども、これは平均額の間違いじゃないですか。最高額は今言われた数字ですが、ちょっと訂正していただいたら。

○堀田主査 堀長官官房審議官、ゆつくりでいい

予算委員会第三分科会議録(法務省、外務省及び財務省所管)第二号

令和三年二月二十六日

九

ですから、正確に。

○堀政府参考人 大変失礼しました。
もう一度、正確に申し上げます。
遺族給付金の平均裁定額は六百十三万九千九百円、最高支給額は二千四百九十一万五千円でございます。

また、障害給付金でございます。平均裁定額は三百九十九万六千円、最高支給額は三千二百八十三万二千円でございます。

○清水分科員 いずれにしても、平均でいうと、六百十三万九千九百円、遺族給付金。非常に少ないわけですね。障害給付金も三百九十九万。余りにも低い金額になっている。

なぜかということですね。その要因の一つは、若年層に対する給付金の算定基準に私はあると考えております。

これも警察庁に確認するんですが、勤労収入がなく、生計維持関係遺族のいない二十二歳の大学生の場合、この方が重大凶悪事件に巻き込まれ亡くなられた場合、その遺族給付金の最高額は幾らになりますか。

○堀政府参考人 失礼いたします。

今の御質問の前に、先ほどの答弁におきまして、また私とちってしまつたようでございますが、障害給付金の平均裁定額につきまして三百九十九万六千円ともしましたら申し上げていたと思っておりますが、三百九十九万六千円でございます。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

それから、今の御質問でございます。収入のない二十二歳の大学生が被害者となった場合の遺族給付金の最高額ということでございます。

遺族給付金につきましては、政令で定めまします給付基礎額に、遺族の生計維持状況を勘案して政令で定める倍数を乗じて得た額を支給されるということになってございます。

お尋ねの場合について当てはめてみますと、まず、収入のない方で二十二歳の方が亡くなった、なおかつ、収入がないということでありまして、

生計を維持している遺族がいらっしゃらないという場合に相当いたします。したがって、その場合の遺族給付金の額は定額で決まっております。三百六十万円となります。

○清水分科員 大臣、三百六十万円なんですけれども、僅か。驚きました。遺族を失った悲しみを埋め、平穏を取り戻すことが三百六十万円ではできないかというところだと思います。

実際に子供を亡くされた御遺族の方からは、政府事業である自賠責制度のように、将来の稼働期間を考慮した生涯賃金方式を採用してほしいという声をたくさん聞いてまいりました。仮に一億円近い債務名義を確定しても、それが加害者から支払われなければ、犯罪被害者給付金三百六十万円です。認識していただきたいと思います。

もう一つ、この犯罪被害者等給付金の額を引き下げている要因に親族間犯罪があると思っております。原則不支給若しくは大幅に減額としている規定に基づいているからであります。

直近の親族間犯罪の件数と、殺人事件、これは未遂も含みます、全体に対する割合について、これを教えてくださいませんか。

○堀政府参考人 お答えいたします。
昨年中の未遂を含みます殺人事件の検挙件数は、全体で七百八十二件でございます。そのうちの親族間犯罪の件数は三百八十件、割合は約四八％でございます。

○清水分科員 今お聞きいただきましたように、約半数が親族間犯罪ということになります。

この犯罪給付を定めた法律の第六条では、夫婦、直系家族、同居の兄弟姉妹間など、親族間の犯罪には給付金の全部又は一部を支給しないことができる、こう定められているということになります。

しかし、この制度が創設された当時とは家族の在り方も変わってきていると思っております。例えば夫婦間のDVあるいはさらへの虐待、そういう

親族間をめぐる暴力事件なども多様化、複雑化してきていると思えます。それゆえに、これまでも一定の例外が認められてきたわけですし、その後も、例外的にこの給付金が支給される場合が次第に拡大されてきたわけでございます。

二〇一八年の法改正により、親族間犯罪に係る減額、不支給事由の見直しが行われました。親族関係が破綻している場合には、親族関係を理由として支給制限を受けないということになったわけでございます。

お尋ねしますが、夫婦間における親族関係の破綻の定義について、簡単に教えてくださいませんか。

○堀政府参考人 お答え申し上げます。
一言で申し上げますと、婚姻を継続し難い重大な事柄、事由が生じていたと認められる事情がある場合が該当します。

これを、もうちょっと例を幾つか申し上げます。例えば、夫婦間において婚姻関係がもう事実上解消していたと認められる場合、あるいは、犯罪被害者である妻が加害者である夫からの暴力によって生命又は身体に重大な危険を及ぼされ、それから逃れるため別居していた場合、あるいは、犯罪被害者である妻が加害者である夫からの暴力の継続などにより両者がいわゆる支配隷属関係にあったと認められる事情がある場合、このような重大な事由が生じていたと認められる場合に該当するということになっております。

○清水分科員 よく分かりました。

では、具体的にお伺いするんですが、被害者である妻が加害者である夫と同居していたものの、今言われたように、日常的に暴力を振るわれていた、隷属関係にあったという事実があれば、これは支給される対象となるということでしょうか。

○堀政府参考人 お答えいたします。
実際の支給の裁定につきましては、どうしても個々のケースの証拠関係をきっちり精査いたしま

して判断するという事になるかと思っております。一般論で申し上げますと、先ほど申し上げたような事例に該当する場合は支給されることとなる場合が多いのではないかとこのように考えております。

○清水分科員 それを確認した上で、是非、警察庁の雇職官に聞いていただきたいことがあるんですね。

兵庫県で発生した傷害致死被告事件で、内縁の夫が内縁の妻に対し繰り返し一方的に暴力を加え、搬送先の病院で内縁の妻が亡くなったという事件についてなんです。これは、離れて暮らしていた御遺族、娘さんが二人いらっしやるんですが、この犯罪被害者給付金の申請を行ったところ、大阪府公安委員会から不支給の裁定が下された。ここまではいいんですが、これから聞いてください。

この神戸地裁の判決文には、被告人は以前から被害者に繰り返し暴力を振っていたことが認められ、被告人自身もこれまで被害者に暴力を振ったことを認めていると書かれています。しかし、遺族が行った審査請求に対する公安委員会の弁明書では、被害者が加害者から身体的暴力を振られている状況を推認できる事情はないと、この判決文の内容を真つ向から否定して、いふんですよ。こんなこと、あり得るんですか。

○堀政府参考人 今回のケースにつきましては、ちょっと個別に私も承知していませんが、一般的にお答えが難しいところがございますが、一般的に申し上げますと、支給裁定を行うためには、この制度の趣旨からして、かわいそうな被害者の方に何とか社会連帯共助の精神で金銭的に支給するということの制度趣旨ということに照らしますと、きちっとした事実関係を認定して、きちっとした裁定をするというところがあるべき姿であろうかというふうに考えているところがございます。

○清水分科員 きちっとした事実関係を認定するために、裁判所の確定判決文に事実を基つくと

いうことが必要ではありませんか。

○堀政府参考人 それぞれのケースによるかと思いますが、その事実関係を認定する上での一つのファクターとして民事関係の裁判というものを参照するということは、それはあり得ることだと思います。

○清水分科員 上川大臣もちょっと聞いておいていただきたいんですけども、裁定するのは公安委員会ですよ。それが、いわゆる社会通念上、支払う、給付金を出すケースなのかどうか、減額する要件があるのかどうか、それは個々のケースによりまして。しかし、裁定する上で、事件の確定判決文の事実を真つ向から翻しているわけですよ、このケースは。分かりますか。判決文では暴力があつたと認定しているにもかかわらず、公安委員会の裁定で暴力がなかった。これは、私、こんなことを認めていましたら、公正な裁定なんてできないと思えますよ。

ですから、これは審議官、ちょっと調査して報告していただけないか、個人的にでも構いませんので。調べていただけないんです、そういうことがあるのかということをお願ひします。いかがですか。

○堀政府参考人 まず、一般的に申し上げますと、都道府県公安委員会の支給裁定に異議を申し立てる、あるいは再審査を求められるという御意向がある方につきましては、国家公安委員会が審査庁という形になりますので、審査請求が行われることが多分にはございます。

今のケース、審査請求が出されている事案だとすれば、それは当然、国家公安委員会の事務方である警察庁において所要の事務を取り扱い、最終的に、その結果というものは国家公安委員会において判断がなされて、申立人に通知がなされるという形になってございます。

したがって……(清水分科員)調べて報告しているのかと聞いています。聞いたことに答えてください(とつぶや)

○細田主査 じゃ、もう一度質問してください。

○清水分科員 こういう事例があるので、理解していただいていると思うんですけども。確定判決文の事実と公安委員会の裁定の認識が百八十度違うと言っているんですよ。これは公正な裁定はできないでしょうと言っているんですよ。

だから、こういう事例はあるということだから、今個別のケースに答えられないというんだつたら、調べて、どうしてそうなっているのか、後ほど私に教えてください、こう聞いているだけです。回答、答弁を求めます。

○堀政府参考人 個々のケースにつきまして、当事者の方のほかにどのような形で情報というものを提供できるかというのは、若干慎重な判断が要るかというふうに考えておりますので、そこら辺も勘案した上で判断させていただきたいというふうに考えております。

○清水分科員 ちゃんと調べて御報告してください。

こういうことがあるから、犯罪被害者等給付金がしつかり支払われない、平均額がぐんと下がるという理由があるんじゃないですかね。

亡くなった女性には二人の娘さんがおられると私は言いましたけれども、親孝行できないのが寂しい、給付金を申請したのは男からの賠償の見込みがないからだ、母の医療費や葬儀費用をおぼが負担してくれて、給付金が出たら、それで返したというふうにおっしゃっておられるわけですよ。

是非、被害者や御遺族の方々だけでなく、国民から見ても納得できるように裁定をしていただくことを強く求めておきたいと思えます。

○堀政府参考人 お答えいたします。警察では、本制度が創設以来、本制度の対象となり得る犯罪を認知した場合には、犯罪被害者あるいは御遺族の方に対して、この制度の案内を盛り込んだ被害者の手引などを交付して説明するなどにより、本制度や手続について十分な教示を行うこととしております。

さらに、加えましては、事案を認知したときの対応としては、この犯罪被害者給付制度の周知のみならず、様々な警察でできる相談対応でありますとか、警察でできない相談対応あるいはカウ

ンセルなど、こういうふうにも提言しているわけなんです。是非これを見直すことを要望しておきたいと思えます。

この犯罪被害者給付金制度を周知徹底することの重要性なんです。

二〇一九年度の犯罪被害者等給付金の支給案件数は、先ほど審議官の答弁でも三百十六件とありましたが、申請条件の当てはまる全ての被害者、遺族がちゃんと申請できているのかどうかというのには私は疑問なんです。

現在の制度は、遺族又は本人が請求するという申請主義になっております。被害者や遺族に給付金制度を周知することを警察署にしっかりと義務づけるということが求められていると思うんですよ。

お話を聞きますと、そうした努力をしつかりやっているとありますが、しかし、例えば、殺人や性犯罪等の凶悪事件の被害者が精神的に不安定に陥り、すぐに申立ての手続に入ることができないということもあると思うんです。

ンセリングなどについてはほかの機関に紹介したりというようにもやっておりますし、先ほど委員がおっしゃったような、被害者の方が混乱しているのに行使できないような状況に陥っているような場合には、ここは被害者サイドに寄り添った形で支援し、なおかつその情報を提供し、それによって、持つていらつしやる権利行使に支障がないように努めるというような運用というのはやっております。

したがしまして、これは今までもずっと各現場には徹底するように努めてきておるわけでございますが、今後もそのような対応をきちつとやっていきたいというふうに考えています。

さらに、加えまして、これは若干一般的な話になりますが、パンフレット、ポスター、ウェブサイトの媒体なども活用いたしまして、そもそも、本制度というものがあつたということも広く周知いたしまして、被害者の方の自主的な申請を支援する、こういったこともやっておるところでございます。

○清水分科員 是非努力を続けていただきたいと思ひます。

法務省に確認するんですけれども、犯罪被害者支援員制度というのがありますよね。これを私、いろいろ調べたんですけれども、これはやはり、裁判の申立てだとか、あるいは、審理、公判中には被害者に寄り添うということがあつたんですが、判決が確定したりした後は、なかなか被害者あるいは御遺族の方々に寄り添っていただけないという声も聞いております。

それで、ちよつと時間がございませんで、これはちよつと要望なんですけれども、例えば債務名義を確定しても、十年たつと時効になるわけですよ。その時効になるときは、更に申立てするのに費用がかかります。例えば一億円の債務名義を再提訴するためには、三十二万円の印紙代が要るんですね。弁護士費用は平均で、着手金、三百七十万円かかるんですよ。一円も取れない相手

に、時効を消滅させないためにそれだけの費用がかかる。こういう費用についても支援していただきたいという声もあれば、まず、その消滅時効が来ることをそもそも失念していらっしゃる方もいらっしゃるわけですよ。教えてくれたらよかつたのにと。そういう点では、やはり、公的身分を持つ警察庁の職員、これは犯罪被害者等支援員制度があるわけですから、是非、これは継続して中長期的な支援を法務省の方にお願ひしておきたいと思ひます。

最後に、上川陽子法務大臣に。

今の議論を聞いていただきまして、この犯罪被害者の制度について、やはりもっとも改善していくということが求められているという認識を持つていただけたというふうに思ふんです。

凶悪重大事件に遭われた被害者や御遺族の方々の思いは痛切でして、経済的、精神的に被害が回復されたとは言ひ難い状況が続いていると思ふんです。この基本理念に対しても、私はやはり十分だと思ひます。

兵庫県に住む女性、この方は、二〇〇一年に夫が隣家に住む男性とトラブルになって刺殺されたんです。男は、殺人罪で懲役八年の刑が確定。民事訴訟で八千万円の賠償命令が確定したんですが、支払われなかつた。

この女性は、法務局に通い詰め、男の隠し財産を、これは不動産ですけれども、見つけ当てて別の裁判で差押えを行いました。長い時間かけてやつたんです。しかし、それでも、手にしたのはほんの一部だけ、弁護士費用を差し引くと、手元には多くは残らなかつたということなんです。

この方も、加害者は既に死亡しているんですよ。つまり、この女性は、家族を奪われ、そして暮らしが困窮、二重の苦しみの中に陥っている、こういうふうにおつしやられました。

また、二〇〇八年当時、同じ兵庫県で、電気工事業の社長を務めておられた男性は、加害者から殴られ、脳挫傷などの重傷を負つた。その後、左半身麻痺などとなり障害二級の認定を受けたんで

すね。ただ、民事裁判で一億六千万円以上の、若かつたので、当時、判決を得たんですが、一円も支払われなかつた。加害者が居どころを変え続けるので差押えできないんです。この苦しみは、ちよつと想像に、耐え難いと思ふんですね。

お二人とも、北欧諸国、ノルウェーとかスウェーデンのように、国が賠償金を立て替えて、被害者の生活を再建できるような制度をつくつてほしい、こういうふう切実に、涙ながらに訴えておられました。

大臣、こうしたことも含めて、犯罪被害者基本法にのつとつた犯罪被害者支援を総合的にやはり進めていくべきじゃないかというふうに思ふんですが、大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○上川國務大臣 今年、犯罪被害者等基本法が制定されて十七年目になります。また、新たな基本計画が策定される年でもございます。犯罪に巻き込まれた方々、また御遺族の方々、御家族の方々の苦しみ、また、その後平穏な生活に戻すまでの間支援を続けるという内容を盛り込んだ基本法でございます。

不断の見直しをしながら、制度また支援の検証と、そしてそれにどう対応していくかということに、極めて大事であるというふうに思つております。

時代の変化もございします。また、被害者の方々の直接意見を踏まえまして、この計画を見直しをしていくということでもあります。そして施策にも反映をしていくということでもありますので、熟度が高い被害者支援のための施策が総合的に取り組まれていく必要があるということ、その当時も、また今も全く変わりません。

冒頭、委員の方から基本法の中に盛り込まれた理念ということの中で、犯罪被害者等の権利利益を保護する、こういう一文を入れていただきました。人ごとではないということの中で、みんなが支え合つてつかりとこの取組を進めていかなければならぬというふうに思つております。基本計画をしっかりと作り、また関係府省庁と

も連携をしながら、被害者等を支援する取組の更なる推進と充実を努めてまいりたいというふうに考えております。

○清水分科員 時間が来ましたので終わりますが、大臣は、犯罪被害者の会の大会で、今後も犯罪被害者やその家族の声に真摯に耳を傾け続けると述べられました。私が直接話を伺つてきた犯罪被害者、御遺族の方々にも直接会つて話を聞いていただけませんか。いかがですか。

○上川國務大臣 是非お会いをさせていただきます。

○清水分科員 ありがとうございます。これで終わります。

○細田主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。次に、吉田宣弘君。

○吉田(宣)分科員 公明党の吉田宣弘でございます。

今の清水先生の質問に対して、本当に情熱あふれる御質問、本当に私も胸を熱くしたところでございます。清水先生のこの心に負けないぐらい私も情熱を込めて質問を申し上げたいと思ひます。私は、約三年半ぶりに先日国会に戻つてまいりました、それ以来の質問ということになるわけでございますけれども、以前も法務委員会の方に所属をさせていただいて、上川大臣にもいろいろ御指導いただきましたながら、国民の皆様にも期待に応える法務行政のために私なりの仕事を担つてきたかなというふうに思つております。

今国会でも引き続き法務委員会の方に所属をさせていただきます。法務行政の中においてしっかりと国民の視線を発信もしていきたいし、政策の構築にも力を尽くしていきたい、そのように決意をしております。

本日は、私からは再犯防止策について質問をさせていただきます。冒頭で申し上げたように、この質問を考えるに当たつて、法務省のホームページをまず最初に拝